

令和5年2月10日

令和4年度第11回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年2月10日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和5年2月10日（金曜日） 午後1時47分

4. 議案

- 議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第58号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第59号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 議案第60号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第61号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第62号 贈与税の納税猶予に関する証明書の交付について
- 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	3 番 一 戸 昭 憲	4 番 大 柳 建 秀
5 番 鎌 田 清 勝	6 番 工 藤 隆 志	7 番 窪 寺 洋 志
9 番 澤 田 今日一	10 番 堤 武 久	11 番 豊 川 明 子
12 番 長 野 英 雄	13 番 中 村 美 喜 雄	14 番 成 田 貴 吉
15 番 西 澤 清 光	16 番 野 口 友 子	17 番 福 士 修 身
19 番 山 田 正 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

2 番 安 部 浩 一	8 番 齊 藤 光 朗	18 番 安 田 昌 樹
-------------	-------------	--------------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	3 番 福 士 博 人	4 番 工 藤 隆 正
6 番 風 晴 繁 雄	7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 五 月
9 番 川 村 忠 則	11 番 小 泉 作 郎	12 番 斉 藤 直 美
13 番 石 川 正 光	14 番 奈 良 岡 和 也	15 番 野 呂 正 幸
17 番 三 上 紘 史	18 番 出 町 鉄 昭	19 番 細 川 隆 雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2 番 澤 田 秀 一	5 番 木 立 忠 徳	10 番 佐 藤 量 一
-------------	-------------	--------------

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	工 藤 武	主 事	齋 藤 諒
主 事	天 内 隆 人		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 16 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員は 14 名が出席しております。以上です。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 11 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。3 番一戸昭憲委員、4 番大柳建秀委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 55 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 1 件、賃借権設定が 4 件、使用貸借権設定が 1 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧いただきたいのですが、申請事由としては、譲渡人または貸主については、貸付地の売却や労力不足、妻へ使用貸借するためであり、譲受人または借主については、借入地の購入や経営規模の拡大、夫からの使用貸借のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している A3 版の調査書のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、3 ページの賃借権設定、申請番号 120 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退場)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、許可することに決定します。
三上紘史推進委員を入场させていただきます。

（三上紘史推進委員 入场）

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
これより議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

- 各委員
（意見なし）

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
本案についてご異議ございませんか。

- 各委員
（異議なし）

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、許可することに決定します。

- 議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、議案第 56 号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

- 事務局
本案は、農地転用を目的とした賃借権設定を伴う農地法第 5 条の許可申請が 1 件となっております。申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。
それでは、右上に議案第 56 号関係資料と記載している資料をご覧ください。
申請番号 14 番、申請地は 2 筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。
申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。
資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図となりますが、場所は国道 4 号に面しており、以前もコンビニエンスストアがあった土地であります。今回、新たに農地転用を行い敷地を拡張する

計画となっております。続いて、6 ページが農地転用計画書で、転用の目的のほか、11 番に申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、また、12 番の転用する面積を必要とする理由には、利用用途ごとの面積を記載しております。次の 7 ページから 9 ページは土地の登記簿となり、10 ページから 18 ページは法人の登記簿となっております。

19 ページからは他法令に係る許可申請関係書類で、19 ページが開発行為許可申請書、また、20 ページが予定建築物以外の建築等許可申請書で、これは当該申請に係る店舗の建築場所について、平成 11 年にもコンビニエンスストア店舗建築のため、開発許可を受けている場所であることから、必要となるものです。

次に、21 ページは汚水等の処理に関する事前協議に係る届出書、22 ページが法定外公共物占用等許可申請書、23 ページが今回の場所選定にあたっての土地選定の経緯であります。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず、立地基準については、申請地は、支所機能を有する東岳情報コーナーからおおむね 500m 以内の範囲に位置するため、第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地は、星印に記載のとおり、周辺のほかの土地を供することで、事業目的を達成できる場合は、許可ができませんが、代わりとなる土地がない場合に限り、許可できるものです。

本件は、この要件に該当しており、周辺にある非農地の土地についても、交渉を行ったが合意に至らず、申請地のほかにコンビニエンスストア及び駐車場に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
次に、議案第 57 号、58 号及び 59 号は関連がありますので、一括審議の議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 8 件、利用権設定が 9 件の合計 17 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 12 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 58 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該利用集積計画決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

また、議案第 59 号につきましては、以前に農地中間管理機構が利用権の設定を受けているもので、今回は、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見を求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、5 ページの所有権移転、申請番号 53 番の審議を行うにあたり、川村忠則推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（川村忠則推進委員 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）
これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定します。
川村忠則推進委員を入場させてください。

（川村忠則推進委員 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
続いて、所有権移転、申請番号 54 番の審議を行うにあたり、澤田今日一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（澤田今日一委員 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
異議なしと認め、そのように決定します。
澤田今日一委員を入場させてください。

（澤田今日一委員 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続いて、7 ページ目の所有権移転、申請番号 59 番の審議を行うにあたり、出町鉄昭推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（出町鉄昭推進委員 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

出町鉄昭推進委員を入場させてください。

（出町鉄昭推進委員 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続いて、8 ページ目の利用権設定、申請番号 56 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（豊川明子委員 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、そのように決定します。
豊川明子委員を入场させてください。

(豊川明子委員 入场)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第60号及び61号は関連がありますので、一括審議の議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課の農業政策課から説明がありますので、よろしく申し上げます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、まず自己紹介をしていただいて、青森農業振興地域整備計画、そして浪岡農業振興地域整備計画の変更案の順に、続けて説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

農業政策課、相馬と申します。よろしく申し上げます。

○農業政策課 上道主事

同じく農業政策課の上道です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 60 号の青森農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。

お手元の議案第 60 号関係資料の青森農業振興地域整備計画の変更案でございますが、表紙をめくっていただいて、1 ページ目が、今回の変更部分の抜粋です。表が見にくいので、2 ページ目が横書きで表だけ拡大したものになりますが、今回の変更は油川地区及び高田地区で農用地区域からの除外の申出 1 件ずつになります。

3 ページから 4 ページ目が農用地利用計画附図になります。緑や黄色で塗りつぶされているのが農用地区域として指定された土地であり、赤枠で囲われた部分が今回の申出地となっております。5 ページ目の資料をご覧ください。

農用地利用計画以外の変更はなく、整理番号の青森 - 1 は混牧林地からの除外で、所在地は●●●●●●の 1 筆 42,706 m²の内、3,193 m²です。現況は山林、農用地利用計画で混牧林地として指定がかかっております。申出者は●●●●●●●●●●、変更理由が空港除雪作業員の駐車場及び通路の造成となります。

青森 - 2 も除外、所在地は●●●●●●●●●●ほか 4 筆合計 5,654 m²の内、2,989 m²です。現況は原野、こちらは農地の指定。申出者は●●●●●●●●●●、変更理由がコンビニエンスストアの新規開店となります。

次に、青森 - 1 から順に概要を説明させていただきます。

6 ページ目は青森 - 1 の変更申出の概要、7 ページから 8 ページ目は候補地の比較、9 ページから 10 ページ目が計画平面図、11 ページから 12 ページ目が現況写真となります。場所は青森空港内の作業員休憩所に隣接しており、空港有料道路に接続している土地です。当該土地を選定した理由ですが、申出者とそのほか 3 社を構成員とする青森空港除雪業務企業体の除雪作業員総勢約 100 名が冬期間従事するため以前から駐車場が手狭であったため、新たな駐車場の候補地を検討したところ、空港敷地に隣接する申出者所有地が、比較した候補地よりも最も利便性が高いため

選定されたということです。

青森 - 2 の除外の概要を説明させていただきます。13 ページから 14 ページ目は変更申出の概要、15 ページから 16 ページ目が当該土地を選定した経緯、17 ページ目が土地利用計画図、18 ページから 19 ページ目が現況写真となります。場所は国道 280 号と油川市民センターから野木和公園方面の県道の十字路沿いの土地になります。当該土地を選定した理由ですが、コンビニエンスストアの新規出店用地を選定するにあたり、国道 280 号沿線で検討したところ、その他の土地では了承が得ることが難しく、また、店舗運営上の問題があったため、申出地が選定されたということです。

20 ページから 21 ページ目が審査表です。除外に当たっては農振法に基づき第 1 号から第 5 号まで全てを満たす場合のみ除外の申出を行うことができます。第 1 号から第 5 号までを簡単に説明しますと、第 1 号は事業が必要か適当か、第 2 号は農地の集団化、作業の効率化に支障がないか、第 3 号は担い手の農地の集積に支障がないか、第 4 号は周辺の農道・水路に支障がないか、第 5 号は土地改良事業が実施されていないかになります。両申出地は、記載のとおり土地の位置、事業の継続性、担い手への農地の利用の状況、周辺の水路や農道等に影響を及ぼさないか、土地改良事業等の施工が実施されていないかということで 1 号から 5 号全ての項目が満たされていると判断しております。

以上で青森農業振興地域の変更案の説明を終わります。

引き続き、議案第 61 号の浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。こちらは編入案件となります。浪岡地区の農業者 4 名から申し出があり、現状、農用地域外の自己所有地で、果樹経営支援対策事業を活用したりんごの新植等を実施するため、当該事業の要件である農用地域内の農用地とするため編入するものです。

資料の 1 ページ目が、今回の変更部分抜粋、2 ページから 6 ページ目が農用地利用計画附図になります。7 ページ目の資料をご覧ください。

農用地利用計画以外の変更はなく、農用地利用計画の編入箇所は、記載のとおり銀、樽沢、吉野田、下石川の合計 20,112 m²となります。

8 ページから 16 ページ目が 4 名の方々の変更申出書、事業計画及び土地利用計画図となります。4 名の内、3 名がりんごの改植・新植、1 名がりんご園の防風網の設置となります。

17 ページ目が審査表です。編入が必要と判断した理由ですが、何れの申出地も、10ha 以上の集団的農用地であるほか、果樹経営支援対策事業の実施予定地又は隣接地の農地であることから、浪岡地区のりんご生産の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると判断しております。

以上で説明を終わります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま農業政策課が行った説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、次に農用地区域から除外になった場合の農地の農地転用基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、今回の除外案件のうち、農地転用となる青森農業振興地域整備計画変更案の整理番号、青森-2の判断について、別紙資料で説明させていただきますので、右上に議案第60号関係参考資料と記載された、整理番号青森-2(除外)の資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、申請地は、支所機能を有する油川情報コーナーからおおむね300m以内の範囲に位置するため、農地転用が原則許可となる第3種農地と判断されます。

また、一般基準ですが、①から⑦までの項目につきましては、事務局で内容等を確認いたしまして、問題ないものと考えております。

以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から説明がありましたが、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、異議なしと認め、異議なしの回答をすることに決定します。
農業政策課さんお疲れ様でした。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第62号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

農地に関する贈与税の納税猶予を受けている方は、3年ごとに所轄の税務署に対して、継続の届出書とともに、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を提出することになっております。

このことから、納税猶予を受けている農地について、所有者からの証明願に基づき、事務局において農地台帳や、農業所得の申告の有無について確認を行った結果、農業経営を行っているものと判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、納税猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っているものと承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第34号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が3件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第35号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が12件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○4番（工藤隆正推進委員）

（全国農業経営者研究大会への参加について）

（油川地区の圃場整備について）

（賃借料の算定方法について）

○12番（長野英雄委員）

（水田利活用交付金説明会への参加について）

○農業政策課

(人・農地プランの見直し案概要の報告)

○事務局

(次回の月例総会は3月10日(金)午後1時から、場所は浪岡中央公民館1階大ホールで開催予定の連絡)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これを持ちまして、令和4年度第11回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。